



令和3年（2021年）5月12日

保護者の皆様

箕面市教育委員会  
箕面市立西小学校

### 緊急事態宣言の期間延長に伴う箕面市立小中学校における教育活動について

平素は、本市の教育にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府に緊急事態宣言の期間延長が発令されたことを受け、緊急事態宣言中の箕面市立小中学校の教育活動について、下記のとおり示します。なお、内容につきましては4月27日に配付いたしました「緊急事態宣言中の箕面市立小中学校における教育活動について」から変更はありません。ご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

#### ○授業について〈継続〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続します。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。

#### 【感染リスクの高い活動】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。  
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱  
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動  
＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

#### ○感染拡大に対して不安を感じて登校を見合わせる児童生徒等へのオンライン等を活用した支援について〈継続〉

##### 【配信方法について】

- ・保護者は学校へ欠席連絡を入れます。
- ・学校は対象児童生徒の保護者にオンライン授業（ZOOM）へ参加するためのURLを伝えます。
- ・学校は対象児童生徒の名前の確認をし、参加を承認します。
- ・双方向型の授業（教室と家庭でやり取りをする授業）ではなく、授業の様子を映し配信する形になります。
- ・対象となる児童生徒のみに配信します。
- ・この場合、出席の取り扱いについては「特例の授業（出席停止）」に参加した扱いとなり、欠席の扱いにはいたしません。

#### ○修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について〈継続〉

- ・中止または延期いたします。

#### ○校外学習等について〈継続〉

- ・府内における校外学習等についても、中止または延期いたします。

#### ○部活動について〈継続〉

- ・原則休止とします。

#### ○学校外活動（習い事等）について〈継続〉

- ・大阪府内において新型コロナウイルス感染症が急激に拡大しており、学校外活動（習い事等）においても感染する事例も出てきていることから、十分な感染対策を講じて参加してください。